

次期環境基本計画

骨子案

1 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

- 本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

(2) 計画の位置づけ・性格

- 香川県の総合計画の環境に関する分野別計画
- 香川県環境基本条例第9条に基づく計画
- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく「環境教育等の推進に関する行動計画」として、また、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として位置付ける。

(3) 計画の期間

- 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

(4) 計画の対象範囲

- 環境全般 ※ 緑化の推進とみどりの保全を総合的かつ計画的に推進するものは、「香川県みどりの基本計画」で取り扱う。

(5) 基本的な考え方

- 複雑・多様化する環境の課題に、県民をはじめあらゆる主体が一体となって取り組むことが必要であるため、県民一人ひとりの環境保全に対する意識を高め（「人づくり」）、あらゆる主体の取組みが地域に根差し（「地域づくり」）、連携・協働したものとなる施策を展開する。
- 地球温暖化対策の推進、循環型社会の推進、自然と共生する地域づくりの推進、安全・安心な生活環境の保全を柱とした施策を実施することで、本県の環境課題の解決を図るとともに、SDGsの目標達成にも貢献していく。
- 環境と成長の好循環を図り、グリーン社会を実現するため、コロナ禍以降の社会経済情勢等の変化等も踏まえ、環境保全施策に、より積極的に取り組む。

2 環境の将来像と環境分野ごとの基本目標

(1) 環境の将来像

「環境と成長の好循環が図られるグリーン社会の実現」

(2) 環境分野ごとの基本目標

- 各分野にまたがる基盤整備・地域づくりと4つの環境分野の基本目標を設定し、施策を展開

分野	基本目標
各分野にまたがる基盤整備・地域づくり	環境を守り活かす人づくり・地域づくりの推進
地球環境分野	地球温暖化対策の推進
資源循環分野	循環型社会の推進
自然環境分野	自然と共生する地域づくりの推進
生活環境分野	安全・安心な生活環境の保全

3 施策体系

施策区分	施策の柱	施策展開
大項目	中項目	小項目
【各分野にまたがる 基盤整備・地域づくり】 1 環境を守り活かす 人づくり・地域づくり の推進	1-1 環境を身近に感じ、学び、行動 する人づくりの推進	1-1-1 環境に興味・関心を持つためのきっかけづくり の推進
		1-1-2 誰もが環境を学べる機会の充実
		1-1-3 県民の自主的取組みの促進
	1-2 環境と成長の好循環につながる 地域づくりの推進	1-2-1 環境と成長が好循環する事業活動の促進
		1-2-2 環境に配慮した成長する地域づくりの促進
		1-2-3 あらゆる主体が連携・協働する取組みの推進
	1-3 地域環境資源の充実と活用の 推進	1-3-1 みどりづくりの推進
		1-3-2 里海づくりの推進
		1-3-3 自然や景観等を生かした地域資源の活用
【地球環境分野】 2 地球温暖化対策の推進	2-1 地球温暖化の防止を図るための 対策（緩和策）	2-1-1 徹底した排出削減対策の推進
		2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進
		2-1-3 吸収源対策の推進
		2-1-4 脱炭素成長型経済構造への移行促進
	2-2 気候変動の影響に備えるための 対策（適応策）	2-2-1 気候変動適応策の推進
		2-2-2 各分野における気候変動適応策の推進
【資源循環分野】 3 循環型社会の推進	3-1 循環型社会づくりの推進	3-1-1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
		3-1-2 プラスチック資源循環の推進
		3-1-3 食品ロス削減の推進
	3-2 廃棄物の適正処理の推進	3-2-1 廃棄物の適正処理の推進
		3-2-2 不法投棄対策の推進
	3-3 災害廃棄物処理対策の推進	3-3-1 災害廃棄物処理対策の推進
	3-4 水循環の促進	3-4-1 水を大切に社会への転換
	【自然環境分野】 4 自然と共生する地域 づくりの推進	4-1 生物多様性の価値の理解と行動
4-2 生態系の健全性の回復		4-2-1 希少野生生物の保護
		4-2-2 外来種対策の促進
4-3 自然を活用した社会課題の解決		4-3-1 有害鳥獣対策の推進
		4-3-2 野生鳥獣の保護管理
		4-3-3 人と自然の触れ合いの確保
4-4 農地等の保全と持続的活用		4-4-1 農地等の保全と持続的活用
		4-4-2 環境に配慮した農業の促進
【生活環境分野】 5 安全・安心な生活環境 の保全	5-1 大気環境の保全	5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供
		5-1-2 大気汚染物質の発生源対策等の推進
	5-2 水環境、土壌・地盤環境の保全	5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供
		5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進
		5-2-3 水環境の保全対策の推進
		5-2-4 土壌・地盤環境の保全対策の推進
	5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質 対策等の推進	5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進
		5-3-2 化学物質対策等の推進

【基本目標 1】環境を守り活かす人づくり・地域づくりの推進

1-1 環境を身近に感じ、学び、行動する人づくりの推進

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
1	環境保全活動について県と連携した市町・事業者・民間団体数	団体	99	109
1	★GXに関する現地技術指導件数	件	15	23
1-1-1	県が開設している環境分野のSNSのフォロワー数	人	4,012	6,100
1-1-2	環境教育・環境学習参加者数	人	63,402	182,000
1-1-3	環境保全活動への参加や、環境にやさしい(省エネ・省資源等)ライフスタイルを実践していると答えた人の割合	%	95.6 (R7.7)	100

(2) 現状と課題

- 環境の課題は、温室効果ガスの排出による地球温暖化など地球規模の課題から、廃棄物の不法投棄や自然破壊など生活環境や自然環境の課題に至るまで、複雑・多様化しており、本県の豊かで美しい自然や、住みやすい快適な生活環境を将来にわたって守り育てていくためには、県民一人ひとりが環境への興味・関心を高め、日常生活などにおいて、自主的な取組みを進めていく必要があります。
- 県民一人ひとりが環境への興味・関心を高め、日常生活などで自主的な取組みを進めていくためには、ひとりでも多く、幅広い層の方々に環境について学ぶことのできる多種多様な機会を持っていただけるよう、参加しやすい雰囲気をつくることが重要であり、身近な場所で誰もが気軽に参加できる機会の提供や、効果的な情報発信など、「きっかけづくり」にも取り組む必要があります。
- 環境について学ぶことのできる機会の提供は、環境に関するさまざまな取組みの基本となるものであり、県では、環境保全団体の協力も得ながら、小・中学校等での環境教育や、家庭や地域など幅広い場における環境学習を行っています。県政世論調査では、「環境教育・環境学習機会の提供に関する行政の取組み」について、重要であると考えている人が6割程度であるのに対し、満足している人は2割程度にとどまっており、今後、担い手となる指導者の育成も含め、環境教育や環境学習のより一層の機会の充実に取り組む必要があります。

(3) 施策展開

1-1-1 環境に興味・関心を持つためのきっかけづくりの推進

- ア) 環境を身近に感じる場の提供
- イ) 環境教育・環境学習に関する効果的な情報発信

1-1-2 誰もが環境を学べる機会の充実

ア) 学校における環境教育の推進

イ) 家庭・職場・地域における環境学習の機会の提供

ウ) 環境教育・環境学習を推進する人材の育成

1-1-3 県民の自主的取組みの促進

ア) 日常生活における環境にやさしい(省資源・省エネルギー等)取組みの促進

イ) 環境保全・環境美化活動への参加促進

1-2 環境と成長の好循環につながる地域づくりの推進

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
1-2-1	エコアクション21の新規認証取得件数	件	3	5
1-2-3	環境保全活動について県と連携した市町・事業者・民間団体数（再掲）	団体	99	109

(2) 現状と課題

- 複雑・多様化する環境の課題への対応に当たっては、県民一人ひとりが環境への興味・関心を高め、日常生活などにおいて自主的に取り組む「人づくり」だけではなく、事業者や民間団体など地域社会を構成するあらゆる主体の取組みが、地域に根差し・広がる「地域づくり」を進めることに加え、相互に連携・協働した取組みとなる必要があります。
- 事業活動は地域社会に成長をもたらすと同時に、関係法令や条例を遵守することにより、環境への影響を回避・低減し、地域と共生したものである必要があります。また、近年では、環境保全と経済社会活動の両立を図る取組みが広がっており、投資として環境保全施策に積極的に取り組む事業者や民間団体などを支援することにより、環境と成長の好循環が実現する社会を目指します。
- 各主体が自主的に、また、相互に連携・協働しながら地域の環境保全に取り組むためには、それぞれが必要とする情報が、迅速かつ的確に、いつでも、誰にでも分かりやすく提供される必要があります。こうした取組みが広がり、持続的なものとなっていくためには、経済的・社会的に評価される必要があります。

(3) 施策展開

1-2-1 環境と成長が好循環する事業活動の促進

- ア) 環境産業の振興
- イ) 環境と好循環した農林水産業の振興
- ウ) 環境負荷低減に取り組む事業者の育成・支援
- エ) 県自らの活動における環境負荷低減の取組みの推進

1-2-2 環境に配慮した成長する地域づくりの促進

- ア) 適正な土地利用の調整
- イ) 環境に配慮し、地域と共生した事業活動の促進

1-2-3 あらゆる主体が連携・協働する取組みの推進

- ア) あらゆる主体による連携と協働の取組みの充実・強化
- イ) さまざまな主体と連携した情報発信の充実

1-3 地域環境資源の充実と活用の推進

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
1-3-1	県民参加の森づくり参加者数	人	9,071	10,000
1-3-2	かがわ里海大学修了者数（累計）	人	2,964 (R2~R6)	4,500 (R8~R12)
1-3-3	★県立公園等の年間利用者数	人	3,845,978	4,600,000

(2) 現状と課題

- 本県は、森林や里山、ため池、里海など多様で特色豊かな自然環境や、四国遍路に代表される地域固有の文化資源など、魅力的な地域資源に恵まれた環境にあります。
森林をはじめとする「みどり」は、県民共通の財産であり、県民総参加で「みどりづくり」を進めることが大切であることから、市町や森林ボランティア団体などと連携し、「みどり」を守り・育てる人材を育成するとともに、次世代を担う子供たちやCSR活動に関心のある企業や団体を含め、多様な主体が行う森づくり活動を支援するなど、「みどり」を活かした地域づくり・社会づくりを推進していく必要があります。
- また、本県では、関係行政機関と漁業をはじめ経済や教育など幅広い分野の団体で構成される「かがわ『里海』づくり協議会」を中心に、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指し、他県に先駆け、山・川・里（まち）・海を含む、県内すべての地域を一つの大きなエリアと捉えて保全・活用していく「里海づくり」の取組みを進めていますが、人と海の関わりの希薄化や、プラスチックごみをはじめとした海ごみの問題など、依然として多くの課題があり、今後も、県民や多様な主体による「里海づくり」をさらに広げていく必要があります。
- 今後、さらにこうした豊かな自然環境や農村景観、歴史的・文化的景観などの地域資源を地域住民とともに整備・保全し、魅力を発信することでその価値を高め、地域の活力やにぎわいの創出につなげていくことで、地域を持続可能なものにすることが必要です。

(3) 施策展開

1-3-1 みどりづくりの推進

- ア) みどりづくりの意識の高揚
- イ) みどりを守り・育てる人材の育成
- ウ) 県民参加の森づくり活動の推進
- エ) みどりを活かした地域づくり活動の推進

1-3-2 里海づくりの推進

- ア) 瀬戸内海の実環境の保全に関する香川県計画の推進
- イ) 里海づくりを牽引する人材の育成・活用
- ウ) 全県域における里海づくりの促進
- エ) 海域への栄養塩類増加措置の実施

オ) 里海の保全と持続的活用

カ) 海ごみ対策の推進

1-3-3 自然や景観等を生かした地域資源の活用

ア) 県立公園等の再生・整備・管理

イ) 農山村資源の利活用

ウ) 水辺環境の保全・創出

エ) 良好な景観の形成

オ) 歴史的・文化的環境の保全と活用

【基本目標 2】地球温暖化対策の推進

2-1 地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策）

（1）指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
2	温室効果ガス削減率	%	▲27.5 (R3)	▲46
2-1-1	★太陽光発電設備付き新築ZEH住宅の戸数	戸	996 (R5)	1,700
2-1-2	県施策による太陽光発電システム設置容量	kW	6,154	7,200
2-1-3	森林整備面積（累計）	h a	3,868 (R2～R6)	5,000 (R8～R12)
2-1-4	★FCV普及台数	台	33	66

（2）現状と課題

- 地球温暖化の防止を図るためには、産業・業務・家庭・運輸の4部門、それぞれに関する現状や課題を踏まえたCO₂の排出削減対策の推進に取り組む必要があるほか、循環型社会づくりに資するごみの排出削減やCO₂以外の温室効果ガスの排出削減など、徹底した排出削減対策に取り組む必要があります。
- 産業部門においては、企業の脱炭素へのエネルギー転換や、さらなるエネルギー利用の効率化を図りながら環境と成長の好循環を生む取組みが求められています。
同時に、エネルギー消費に占める電力の割合が大きい業務部門及び家庭部門においては、省エネ・創エネなどの取組みを加速させる必要があります。多岐にわたる取組みの効果を可視化しつつ、県民総ぐるみで効率的に脱炭素に取り組むことが求められていることから、「家庭・企業のカーボンニュートラルの推進」を重点取組分野に位置付け、対策の加速化を図ります。
- 再生可能エネルギーの最大限導入のためには、地域共生・地域裨益型の再生可能エネルギー導入や系統負荷軽減の観点から再生可能エネルギーの自家消費・地域内消費による地産地消を進めていく必要があります。
特に、日照時間が長いという本県の自然的特性を生かし、太陽光エネルギーのポテンシャルを最大限に活用した創エネの取組みが不可欠なことから、「太陽光エネルギーの最大限活用」を重点取組分野に位置付け、対策の加速化を図ります。
- 地球温暖化の防止を図るためには、多くの炭素を固定している森林や沿岸域などの生態系の保全・再生を進めることにより、健全な生態系による二酸化炭素の吸収能力を高める必要があります。
吸収源対策としては、森林・木材による炭素貯蔵機能を最大限発揮させるために、県産木材の利用促進による森林整備と森林資源の循環利用を図るほか、瀬戸内の吸収源資源としてブルーカーボンの可能性にも着目し、本県の自然的特性を最大限活用することが重要であり、「森林や藻場を生かした吸収源対策の推進」を重点取組分野に位置付け、対策の加速化を図ります。

- 世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組み等が進められる中で、本県においても脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進する必要がある、水素などの次世代エネルギーの利活用やGX関連産業の活性化を図っていく必要があります。

2050年のカーボンニュートラルの実現には、水素など次世代エネルギー源の活用が重要とされており、本県においても地域特性や既存インフラなどの強みを生かし、産業の集積する工業団地における拠点整備を促進するため、「次世代エネルギーの利活用」を重点取組分野に位置付け、対策の加速化を図ります。

(3) 施策展開

2-1-1 徹底した排出削減対策の推進

- ア) 家庭・企業のカーボンニュートラルの推進
- イ) 移動・輸送のカーボンニュートラルの推進
- ウ) 循環型社会づくりの推進
- エ) CO₂以外の温室効果ガス対策の推進

2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進

- ア) 太陽光エネルギーの最大限活用
- イ) 地域と共生した再生可能エネルギーの利活用

2-1-3 吸収源対策の推進

- ア) 森林や藻場を生かした吸収源対策の推進
- イ) 都市緑化の推進

2-1-4 脱炭素成長型経済構造への移行促進

- ア) 次世代エネルギーの利活用
- イ) GX関連産業の活性化

2-2 気候変動の影響に備えるための対策（適応策）

（1）指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
2-2-1	★気候変動適応に関するセミナー等の実施件数	件	7	12
2-2-1 2-2-2	★指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）設置件数	件	369	500

（2）現状と課題

- 県では、気候変動適応法第13条に基づき、地域における気候変動の影響等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うために設置した「香川県気候変動適応センター」の拠点としての機能の充実を図りながら、本県の地域特性を考慮した気候変動への適応を推進するため、庁内で連携し、県民や事業者に適切な情報をわかりやすく発信していく必要があります。
- 気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため改正された気候変動適応法に基づいて、熱中症特別警戒情報の発表時に備えた連絡体制を構築し、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置がさらに進むよう市町との連携を図るとともに、これらの制度について県民への周知に努める必要があります。
今後、地球温暖化の進行に伴い、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が増加すると予測されることから、熱中症リスクはさらに高まると見込まれ、広域的な熱中症対策が推進できるよう庁内体制を整備し、市町との連携を強化するとともに、効果的な普及啓発等を通じ、あらゆる主体における熱中症予防行動の促進を図ります。
- 国の分類体系に沿って整理した本県における気候変動の影響に対して、農業分野における新品種や栽培技術の開発のほか、災害対策や熱中症対策等、各分野で既に取り組んでいる施策で、適応策に資するものも多くありますが、気候変動の影響は長期にわたって拡大すると予想されることから、本県の自然的経済的社会的状況に応じた取組みを総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

（3）施策展開

2-2-1 気候変動適応策の推進

- ア) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供等
- イ) 熱中症対策の推進

2-2-2 各分野における気候変動適応策の推進

- ア) 農林水産分野
- イ) 水環境・水資源分野
- ウ) 自然生態系分野
- エ) 自然災害分野
- オ) 健康分野
- カ) 産業・経済分野
- キ) 県民生活分野

【基本目標 3】循環型社会の推進

3-1 循環型社会づくりの推進

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
3	一般廃棄物の最終処分量	万 t	2.4 (R5)	2.2
3	産業廃棄物の最終処分量	万 t	12.4 (R5)	10.1
3-1-1	3 Rの推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合	%	41.1 (R7.6)	56.0
3-1-1	一般廃棄物の総排出量	万 t	28.6 (R5)	26.0
3-1-1	一般廃棄物の一人一日当たり排出量	g	825 (R5)	793
3-1-1	産業廃棄物の総排出量	万 t	248.3 (R5)	247.5
3-1-1	一般廃棄物のリサイクル率	%	18.8 (R5)	24.0
3-1-1	産業廃棄物のリサイクル率	%	70.8 (R5)	72.4
3-1-2	★プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を実施する市町数（独自の再資源化処理を実施する市町を含む）	市町	2 (R7)	9
3-1-3	★食品ロスの発生量	t	国の公表数値(8月)を踏まえ算定中	現況値を踏まえ算定中

(2) 現状と課題

- 環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するためには、取組みが遅れている2 R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース））を可能な限り推進したうえで、再生利用ができるものについては、適正にリサイクルを図るなど、これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルからの転換を図る必要があります。
- 本県の一般廃棄物の総排出量は減少傾向となっており、今後も、人口減少に伴う自然減により、減少傾向で推移すると考えられますが、より一層の削減に向け、創意工夫を凝らした取組みにより、生活全体において3 Rを推進する必要があります。また、景気の動向等に左右される産業廃棄物についても、持続的な経済活動に配慮しつつ、総排出量の抑制をめざす必要があります。
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）が施行され、プラスチック使用製品の製品設計から製造、使用、排出、回収・リサイクルまでの各段階での資源循環の取組みが強化されているところですが、プラスチックの資源循環は、プラスチックのライフサイクル全体において関わりがある、全ての事業者・県・市町・県民の連携協働を推進する必要があります。
- 本県における食品ロスの発生源は、家庭系が○%、事業系が○%となっているところですが、家庭系については、「食べ残し」、「直接廃棄（手付かず食品）」の割合が多くを占めていることから、食品に応じた適切な保存や食材の有効活用、適切な買い物等に関する意

識啓発など、直接廃棄される食品ロスの削減に向けた取組みを重点的に進めるとともに、事業系については、全国に比べて〇〇業から発生する割合が高いことから、〇〇事業者から発生している食品ロスの削減を図ることが重要であると考えられます。

(3) 施策展開

3-1-1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

- ア) 2Rを意識した3Rの普及啓発・取組みの推進
- イ) 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充
- ウ) 循環産業の育成

3-1-2 プラスチック資源循環の推進

- ア) 事業者におけるプラスチック資源循環の推進
- イ) 県・市町等におけるプラスチック資源循環の推進

3-1-3 食品ロス削減の推進

- ア) 教育や普及啓発の推進
- イ) 事業者における取組みの推進

3-2 廃棄物の適正処理の推進

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
3-2-1	廃棄物不適正処理（不法投棄以外）に係る通報を踏まえた対応件数	件	92	69
3-2-2	廃棄物不適正処理（不法投棄）に係る通報を踏まえた対応件数	件	35	17

(2) 現状と課題

- 県政世論調査の結果では、廃棄物の不法投棄対策について、多くの人が重要と考えている一方、満足している人は少ない結果になっており、また、河川、海岸、山間等への不法投棄や野外焼却は、依然として後を絶たない状況にあることから、不法投棄監視パトロールなどによる不適正処理の未然防止や早期発見などに努めるとともに、市町や関係機関とより一層連携し、監視指導を充実させるなど、廃棄物の適正処理の推進を図る必要があります。
- 豊島処分地維持管理等事業については、関係者の理解と協力のもと、調停条項に基づき、豊島処分地の地下水浄化対策や処分地の維持管理に全力で取り組む必要があります。

(3) 施策展開

3-2-1 廃棄物の適正処理の推進

- ア) 廃棄物処理施設の確保と維持管理
- イ) 監視指導体制の拡充・強化
- ウ) 廃棄物の適正処理の推進
- エ) 豊島処分地維持管理等事業の推進

3-2-2 不法投棄対策の推進

- ア) 不法投棄や野外焼却対策の強化

3-3 災害廃棄物処理対策の推進

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
3-3-1	★災害廃棄物処理に係る訓練の実施回数	回	3	年2回以上実施

(2) 現状と課題

- 近年、全国各地で甚大な災害が発生しており、その都度、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が課題となっていますが、本県でも、今後30年以内の発生確率が80%程度といわれる南海トラフ地震（発生頻度が高いL1クラス）が発生した場合、約73万トン（平年の約2.6倍）の災害廃棄物が発生すると想定されており、また、今後、地球温暖化の影響により、台風や豪雨の規模も大きくなることが予測されていることなどを考えると、引き続き、災害廃棄物処理広域訓練で明らかになった課題や被災自治体の取組状況も参考にしながら、災害廃棄物処理体制の充実・強化に努める必要があります。

(3) 施策展開

3-3-1 災害廃棄物処理対策の推進

- ア) 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化

3-4 水循環の促進

(1) 指標

施策 項目	指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
3-4-1	普段の生活で節水している人の割合	%	82.8 (R5)	100

(2) 現状と課題

- 本県の一人一日当たりの水道の生活用平均給水量は、近年、やや減少傾向にあり、香川用水の通水に加え、香川用水調整池（宝山湖）の整備、ダムの整備などにより、本県の水事情は改善されてきています。しかしながら、毎年のように香川用水の取水制限が行われており、水は限りある貴重な資源であることは変わりなく、引き続き、雨水や下水処理水など雑用水の利活用を含めた水の有効利用や、水の使用量を抑制するための節水意識の高揚に努める必要があります。

(3) 施策展開

3-4-1 水を大切にす社会への転換

- ア) 雑用水利用の促進
- イ) 節水活動の促進
- ウ) 水の大切さの理解の促進

【基本目標 4】自然と共生する地域づくりの推進

4-1 生物多様性の価値の理解と行動

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
4	生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数	団体	12	17
4	生物多様性に関する県民の認知度	%	44.6 (R7.6)	50
4-1-1	★自然共生サイトの県内認定登録サイト数	サイト	2	5

(2) 現状と課題

- 私たちの暮らしは、生物多様性がもたらすさまざまな恵みの上に成り立っていますが、生物多様性は、開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球温暖化など地球環境の影響による危機に直面していると指摘されています。令和7年4月1日に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行されたことから、生物多様性の保全を実現していくために、行政、企業、民間団体、県民などさまざまな主体がそれぞれの特色を活かしながら、連携して保全活動を行っていく必要があります。

(3) 施策展開

4-1-1 自然共生サイトへの取組みの促進

- ア) 生物多様性の保全を実現するための普及啓発活動の推進
- イ) 県施設、市町、民間団体等における自然共生サイト認定の促進
- ウ) 生物多様性の保全のための人材の育成

4-2 生態系の健全性の回復

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
4-2-1	香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	種	16	20
4-2-2	アライグマ・ヌートリアの年間防除頭数	頭	357	400
4-2-2	地域が主体となって外来種対策に取り組む市町	市町	15	全市町

(2) 現状と課題

- 本県でも、干潟やため池、里地・里山における自然環境が悪化し、多くの野生生物が絶滅の危機にさらされており、さまざまな主体と連携して、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」の適正な運用による保護活動や、香川県レッドデータブックを活用した普及啓発により、生物多様性の保全を図っていく必要があります。
- 外来種の中でも生態系や人の健康に大きな被害を及ぼす「侵略的外来種」の分布域の拡大により、農業被害や生活環境被害が増加しており、特に、アライグマやセアカゴケグモなど、令和3（2021）年に作成した「侵略的外来種リスト」に記載した種については、優先度を踏まえた適切な防除対策について検討を進めるなど、外来種対策を推進する必要があります。

(3) 施策展開

4-2-1 希少野生生物の保護

- ア) 保護事業と普及啓発事業の充実
- イ) 指定希少野生生物の保護

4-2-2 外来種対策の促進

- ア) 外来種対策の推進と普及啓発
- イ) 特定外来生物の防除の推進
- ウ) 新たな特定外来生物の侵入の防止と早期対策

4-3 自然を活用した社会課題の解決

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
4-3-1	★50歳未満の狩猟免許所持者数	人	540	640
4-3-3	愛鳥週間ポスター原画コンクール参加学校数	校	58	63

(2) 現状と課題

- イノシシなどの野生鳥獣による県内の農作物被害は、依然として、高い水準にあり、加えて、近年は、市街地等へのイノシシの出没により、人身被害が多発するなど、深刻な状況が続いていることから、引き続き、県主体の捕獲事業の実施や、市町が行う有害鳥獣捕獲等の支援、若手狩猟者の確保・育成のほか、市街地への出没経路等での重点的な捕獲や侵入防止等の緊急対策の実施など、被害の発生を未然に防止する取組みを進める必要があります。
- 生物多様性は、地域の自然的社会的条件に応じて保全されることが重要であることから、「特定非営利法人みんなでつくる自然史博物館・香川」をはじめとした民間団体等と連携して、人と自然の触れ合いの場を確保するなど、生物多様性の保全活動への主体的な参加を促進していく必要があります。

(3) 施策展開

4-3-1 有害鳥獣対策の推進

- ア) 有害鳥獣対策の推進
- イ) 鳥獣被害に強い地域づくりと人材育成
- ウ) 捕獲個体の資源化の推進

4-3-2 野生鳥獣の保護管理

- ア) 野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化

4-3-3 人と自然の触れ合いの確保

- ア) まちかど生き物標本展及びフィールド講座の開催
- イ) 愛鳥週間等による普及啓発活動の推進
- ウ) 野生鳥獣保護センター等の活動の推進

4-4 農地等の保全と持続的活用

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
4-4-1	★農地中間管理事業による貸付面積	h a	4,221	検討中
4-4-2	★みどり認定者数	名	64	検討中

(2) 現状と課題

- 本県農業においては、農業者の高齢化と担い手の減少による耕地利用率の低下や遊休農地の拡大がみられ、住宅と農地の混住化の進展や中山間地域の過疎化による地域活力の低下、狭小な農地や複雑な水利慣行による基盤整備の遅れや老朽化した農業用水利施設の増加などの課題に対応しつつ、将来にわたって持続的な農地等の保全に取り組んでいく必要があります。環境面においては、温暖化に伴う病害虫の発生増加などがみられ、環境配慮による化学農薬・化学肥料等の使用量低減とそれに伴う生産物の収量減や品質低下、除草労力の増大に対応していく必要があります。

(3) 施策展開

4-4-1 農地等の保全と持続的活用

- ア) 農地集積と農地の確保
- イ) 農地の保全と協働活動による多面的機能の維持・発揮
- ウ) 鳥獣被害対策の推進

4-4-2 環境に配慮した農業の促進

- ア) 環境保全型・資源循環型農業の推進

【基本目標 5】安全・安心な生活環境の保全

5-1 大気環境の保全

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
5	環境基準の達成状況（大気、公共用水域、航空機騒音、ダイオキシン類）	項目	6 (R5)	7
5-1-1	大気に係る環境基準達成率【全4項目】	%	100	100
5-1-2	光化学オキシダント被害連絡受付件数	件	0	0

(2) 現状と課題

- 本県の大気環境は、公害問題が深刻化していた時代に比べてかなり改善されており、二酸化硫黄や二酸化窒素など、ほとんどの項目について環境基準を達成していますが、広域的な大気汚染の影響も指摘されている光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）については、濃度上昇が予測される場合には、県民の健康被害を未然に防止する観点から、迅速かつ的確に、光化学オキシダント注意報やPM2.5注意喚起情報を発令し、県民への注意喚起を行えるよう、引き続き、注意深く監視を行っていく必要があります。
- 石綿（アスベスト）については、「香川県石綿による健康被害の防止に関する条例」に基づき、国の規制を上回る取組みを行ってきましたが、今後、建材に石綿を使用した建築物の老朽化に伴う解体が増加していくことが見込まれており、また、近年の気象災害等の増加傾向から、災害時における石綿の飛散・ばく露防止対策の強化も求められるなど、飛散防止対策の徹底に向け、平常時から関係機関との連携を深めていく必要があります。

(3) 施策展開

5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供

- ア) 大気環境の監視
- イ) 有害大気汚染物質等のモニタリング
- ウ) 県民への情報提供

5-1-2 大気汚染物質の発生源対策等の推進

- ア) 工場・事業場に対する排出規制の推進
- イ) 自動車排出ガス対策の推進
- ウ) 光化学オキシダントの対策の推進
- エ) 微小粒子状物質（PM2.5）の対策の推進
- オ) 石綿の飛散防止の推進

5-2 水環境、土壌・地盤環境の保全

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率 (健康項目)	%	100	100
5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率 (河川BOD)	%	66 (R5)	改善
5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率 (海域COD)	%	43 (R5)	改善
5-2-2	汚水処理人口普及率	%	81.9 (R5)	第5次全県域生活排水処理構想に定める値
5-2-3	★公共用水域に係る環境基準達成率 (海域T-N)	%	100	100
5-2-4	有害物質使用特定施設の立入検査実施件数 (累計)	件	55 (R2~R6)	66 (R8~R12)

(2) 現状と課題

- 本県の河川や海域では、カドミウム等の健康項目に関する環境基準は、すべての調査地点で達成していますが、生活環境項目に関する環境基準のうち、有機汚濁の指標である河川の生物化学的酸素要求量（BOD）や海域の化学的酸素要求量（COD）は、全国平均に比べ達成率が低くなっており、有機フッ素化合物（PFAS）など新たな化学物質への対応も含め、水質汚濁の防止を図る観点から、継続した水質監視を行っていく必要があります。
- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、全県域生活排水処理構想に基づき、下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を継続的に進め、汚水処理人口普及率を上昇させるとともに、浄化槽の機能を正常に保ち、汚水を適切に処理するために、適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の向上を図る必要があります。
- 気候変動による水温上昇等と相まって、海域の貧栄養化がノリ養殖の不作や漁業生産量の減少の一因であるとの指摘があるため、令和6年3月に策定した香川県栄養塩類管理計画に基づき、下水処理場が海域へ供給する栄養塩類を増加させる季節別運転管理を実施しており、その影響や効果を確認しながら、引き続き、慎重に運用していく必要があります。
- 近年、県内では、大規模な土壌汚染や地下水の過剰採取による地盤沈下は確認されていませんが、土壌汚染や地盤沈下は被害が発生するまで認識されにくく、また、被害が発生した場合、回復が容易でないことから、定期的な監視や適切な指導のほか、土砂等を使用した埋立て等に対する規制などにより、未然防止に努める必要があります。

(3) 施策展開

5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供

- ア) 計画的な監視の実施
- イ) 水質汚濁事故時の連絡体制の整備

5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進

- ア) 総量削減計画の推進
- イ) 工場・事業場に対する排水規制の推進
- ウ) 生活排水処理施設の整備
- エ) 地下水の汚染防止対策の推進
- オ) 農畜水産業における水質汚濁負荷低減対策の推進
- カ) 開発事業等に係る排水対策の推進

5-2-3 水環境の保全対策の推進

- ア) 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の推進
- イ) 海域への栄養塩類増加措置の実施
- ウ) 香の川創生事業の促進
- エ) ため池の水質改善の促進

5-2-4 土壌・地盤環境の保全対策の推進

- ア) 土壌汚染防止対策の推進
- イ) 地盤環境の保全対策の推進

5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進

(1) 指標

施策項目	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
5-3-1	★航空機騒音に係る環境基準達成率	%	100	100
5-3-2	ダイオキシン類に係る環境基準達成率【全4項目】	%	100	100

(2) 現状と課題

- 騒音・振動・悪臭は、感覚公害と呼ばれるなど、私たちの日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、県内の行政機関に寄せられる公害苦情の4割程度を占めており、また、これらのうち環境基準が設定されており、県が測定している航空機騒音について、状況を把握し、市町と連携して対応していく必要があります。
- 日常生活や事業活動を通じて、さまざまな化学物質が環境中に排出されていますが、なかには生活環境や人の健康、生態系等へ影響を与えるおそれがあるものもあることから、化学物質の排出抑制、管理の徹底を図るため、常時監視等により、県内の排出状況等の把握に努めるとともに、県民に対しても、化学物質に関する正しい情報をわかりやすく提供していく必要があります。

(3) 施策展開

5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

- ア) 騒音・振動対策の推進
- イ) 悪臭防止対策の推進

5-3-2 化学物質対策等の推進

- ア) 化学物質の使用実態の把握と適正管理の推進
- イ) 化学物質（農薬）の安全管理、安全使用の推進
- ウ) ダイオキシン類対策の推進
- エ) 環境放射能対策の推進

指標一覧 ※「指標」欄において、★は新規

NO.	施策項目	指標（※）	単位	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】環境を守り活かす人づくり・地域づくりの推進							
1	1	環境保全活動について県と連携した市町・事業者・民間団体数	団体	99	109	県があらゆる主体と連携して、環境保全活動を推進することが重要であるため。	5年間で10団体の増加をめざす。
2	1	★GXに関する現地技術指導件数	件	15	23	環境と成長の好循環を図るため、企業のGX関連の取組みを促進することが重要であるため。	R6年度実績から50%の増加をめざす。
3	1-1-1	県が開設している環境分野のSNSのフォロワー数	人	4,012	6,100	インターネットを使った効果的な情報発信が重要であるため。	R6年度実績から50%の増加をめざす。
4	1-1-2	環境教育・環境学習参加者数	人	63,402	182,000	環境を守り活かす人づくりの基本となるのが、環境教育・環境学習であるため。	R6年度実績から200%の増加をめざす。
5	1-1-3	環境保全活動への参加や、環境にやさしい（省エネ・省資源等）ライフスタイルを実践していると答えた人の割合	%	95.6 (R7.7)	100	県民の環境保全活動への参加や、環境にやさしいライフスタイルの実践状況を把握するため。	すべての県民が、環境保全活動への参加や、環境にやさしいライフスタイルを実践することをめざす。
6	1-2-1	エコアクション21の新規認証取得件数	件	3	5	環境と成長の好循環に向け、環境経営に取り組む事業者を増やす必要があるため。	毎年度5件の新規取得をめざす。
1 ※	1-2-3	環境保全活動について県と連携した市町・事業者・民間団体数（再掲）	団体	99	109	県があらゆる主体と連携して、環境保全活動を推進することが重要であるため。	5年間で10団体の増加をめざす。
7	1-3-1	県民参加の森づくり参加者数	人	9,071	10,000	県民総参加のみどりづくりに向け、森づくり活動への参加を促進する必要があるため。	R6年度実績から10%の増加をめざす。
8	1-3-2	かがわ里海大学修了者数（累計）	人	2,964 (R2~R6)	4,500 (R8~R12)	かがわ里海大学は、里海づくりを牽引する人材を育成する、本県の里海づくりの柱となる重要な取組みであるため。	R2年度からR6年度の累計実績から50%の増加をめざす。
9	1-3-3	★県立公園等の年間利用者数	人	3,845,978	4,600,000	地域の活力やにぎわいの創出に向け、地域環境資源を充実・活用していくことが重要であるため。	R6年度実績から20%の増加をめざす。

NO.	施策項目	指標(※)	単位	現況 (R6 年度)	目標 (R12 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【地球環境分野】地球温暖化対策の推進							
10	2	温室効果ガス削減率	%	▲27.5 (R3)	▲46	地球温暖化の防止を図るためには、温室効果ガスの削減が必要であるため。	国の温室効果ガスの削減目標に準拠し、2013 年度比で 46%削減をめざす。
11	2-1-1	★太陽光発電設備付き新築ZEH住宅の戸数	戸	996 (R5)	1,700	住宅のさらなる脱炭素化に向け、ZEH化と合わせて新築住宅への太陽光発電設備の設置が必要であるため。	R5 年度実績から 70%の増加をめざす。
12	2-1-2	県施策による太陽光発電システム設置容量	kW	6,154	7,200	再生可能エネルギーのうち県内への導入適性の高い太陽光発電の普及を図ることが重要であるため。	7,200kW設置されることをめざす。
13	2-1-3	森林整備面積 (累計)	h a	3,868 (R2~R6)	5,000 (R8~R12)	二酸化炭素の吸収源対策として、間伐や植林等の森林整備面積を増やすことが重要であるため。	前計画の目標を維持する。
14	2-1-4	★FCV普及台数	台	33	66	温室効果ガス排出量の削減に向け、次世代エネルギーとして期待される水素を利用したFCV車の普及を図ることが重要であるため。	R6 年度実績から 2 倍の台数をめざす。
15	2-2-1	★気候変動適応に関するセミナー等の実施件数	件	7	12	気候変動適応策の推進に向け、セミナー等を通して県民の意識醸成を図ることが重要であるため。	毎年度 1 件の増加をめざす。
16	2-2-1 2-2-2	★指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）設置件数	件	369	500	気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策として、市町の主体的な取組みが重要であるため。	5 年間で 130 件程度の増加をめざす。

NO.	施策項目	指標(※)	単位	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【資源循環分野】循環型社会の推進							
17	3	一般廃棄物の最終処分量	万 t	2.4 (R5)	2.2	県民の3Rの取組みが重要であるため。	R5年度実績から0.2万tの削減をめざす。
18	3	産業廃棄物の最終処分量	万 t	12.4 (R5)	10.1	事業者の3Rの取組みが重要であるため。	R5年度実績から2.3万tの削減をめざす。
19	3-1-1	3Rの推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合	%	41.1 (R7.6)	56.0	県民の3Rの取組状況を把握するため。	現況から14.9ポイントの増加をめざす。
20	3-1-1	一般廃棄物の総排出量	万 t	28.6 (R5)	26.0	県民のリデュースの取組みが重要であるため。	R5年度実績から2.6万tの削減をめざす。
21	3-1-1	一般廃棄物の一人一日当たり排出量	g	825 (R5)	793	県民のリデュースの取組みが重要であるため。	R5年度実績から32gの削減をめざす。
22	3-1-1	産業廃棄物の総排出量	万 t	248.3 (R5)	247.5	事業者のリデュースの取組みが重要であるため。	R5年度実績から0.8万tの削減をめざす。
23	3-1-1	一般廃棄物のリサイクル率	%	18.8 (R5)	24.0	県民のリサイクルの取組みが重要であるため。	R5年度実績から5.2ポイントの増加をめざす。
24	3-1-1	産業廃棄物のリサイクル率	%	70.8 (R5)	72.4	事業者のリサイクルの取組みが重要であるため。	R5年度実績から1.6ポイントの増加をめざす。
25	3-1-2	★プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を実施する市町数(独自の再資源化処理を実施する市町を含む)	市町	2 (R7)	9	市町におけるプラスチック資源循環の推進に向け、一般家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の有効利用について、市町の取組みが重要であるため。	国のプラスチック資源循環戦略に準拠し、R17年度に100%達成を見据え、9市町をめざす。
26	3-1-3	★食品ロスの発生量	t	国の公表数値(8月)を踏まえ算定中	現況値を踏まえ算定中	県民や事業者の食品ロスの削減のための取組みが重要であるため。	国の公表数値(8月)を踏まえ算定する。
27	3-2-1	廃棄物不適正処理(不法投棄以外)に係る通報を踏まえた対応件数	件	92	69	廃棄物が適正に処理されることで通報を踏まえた対応件数が減少するため。	R6年度実績から23件の減少をめざす。
28	3-2-2	廃棄物不適正処理(不法投棄)に係る通報を踏まえた対応件数	件	35	17	廃棄物が適正に処理されることで通報を踏まえた対応件数が減少するため。	R6年度実績から18件の減少をめざす。
29	3-3-1	★災害廃棄物処理に係る訓練の実施回数	回	3	年2回以上実施	災害発生時には災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が求められることから、平時の訓練を通して対応力を強化する必要があるため。	毎年度複数回の実施をめざす。
30	3-4-1	普段の生活で節水している人の割合	%	82.8 (R5)	100	県民の節水の取組状況を把握するため。	すべての県民の節水意識の向上をめざす。

NO.	施策項目	指標（※）	単位	現況 (R6 年度)	目標 (R12 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【自然環境分野】自然と共生する地域づくりの推進							
31	4	生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数	団体	12	17	県が様々な主体と連携して生物多様性の保全を推進することが重要であるため。	毎年度1団体の増加をめざす。
32	4	生物多様性に関する県民の認知度	%	44.6 (R7.6)	50	生物多様性の保全を図るためには、県民の生物多様性に関する認知度を向上させる必要があるため。	R6実績から50%の認知度をめざす。
33	4-1-1	★自然共生サイトの県内認定登録サイト数	サイト	2	5	「30by30目標」の実現に向け、生態系の健全維持、増進を図るため、自然共生サイト認定の促進を図るため。	5年間で3サイトの増加をめざす。
34	4-2-1	香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	種	16	20	希少野生生物の保護のためには、条例に基づく指定希少種を新たに追加する必要があるため。	20種の指定をめざす。
35	4-2-2	アライグマ・ヌートリアの年間防除頭数	頭	357	400	特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）の防除を進める必要があるため。	R12年度までに年間400頭をめざす。
36	4-2-2	地域が主体となって外来種対策に取り組む市町数	市町	15	全市町	地域が主体となった外来種対策を進める必要があるため。	全市町に取組みが広がることをめざす。
37	4-3-1	★50歳未満の狩猟免許所持者数	人	540	640	狩猟免許所持者の高齢化が進むなか、有害鳥獣対策を実施するため、狩猟者の担い手確保・育成が重要であるため。	5年間で100人の増加をめざす。
38	4-3-3	愛鳥週間ポスター原画コンクール参加学校数	校	58	63	愛鳥週間ポスター原画コンクールを通じて、野鳥保護等の大切さの一層の普及啓発を図る必要がある。	毎年度1校の増加をめざす。
39	4-4-1	★農地中間管理事業による貸付面積	ha	4,221	検討中	農地中間管理事業等を活用した農地集積を促進し、地域農地の保全と持続的活用を図るため。	検討中
40	4-4-2	★みどり認定者数	名	64	検討中	「みどり認定者」の拡大推進と、環境負荷低減等につながる技術的支援を行い、環境にやさしい農業の取組面積の拡大を図るため。	検討中

NO.	施策項目	指標（※）	単位	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【生活環境分野】安全・安心な生活環境の保全							
41	5	環境基準の達成状況（大気、公共用水域、航空機騒音、ダイオキシン類）	項目	6 (R5)	7	安全で安心して暮らせる生活環境のためには、それぞれの環境基準の達成が求められるため。	全項目の達成をめざす。
42	5-1-1	大気に係る環境基準達成率【全4項目】	%	100	100	大気汚染物質による汚染状況を把握し、工場・事業場に対する規制・指導を徹底するため。	全項目（4項目）について100%をめざす。
43	5-1-2	光化学オキシダント被害連絡受付件数	件	0	0	光化学オキシダントによる被害発生を未然に防止するため。	被害連絡受付件数なしをめざす。
44	5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率（健康項目）	%	100	100	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	100%をめざす。
45	5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率（河川BOD）	%	66 (R5)	改善	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準達成状況の改善をめざす。
46	5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率（海域COD）	%	43 (R5)	改善	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準達成状況の改善をめざす。
47	5-2-2	汚水処理人口普及率	%	81.9 (R5)	第5次全県域生活排水処理構想に定める値	県内の公共用水域の環境基準達成状況に影響する生活排水の処理状況を把握するため。	第5次全県域生活排水処理構想に定める値をめざす。
48	5-2-3	★公共用水域に係る環境基準達成率（海域T-N）	%	100	100	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	100%をめざす。
49	5-2-4	有害物質使用特定施設の立入検査実施件数（累計）	件	55 (R2~R6)	66 (R8~R12)	有害物質使用特定施設の立入検査を実施し、土壌汚染の未然防止を図るため。	5年間で県内の該当事業所の実施をめざす。
50	5-3-1	★航空機騒音に係る環境基準達成率	%	100	100	基準達成率を把握し、必要に応じ削減対策を講じるため。	100%をめざす。
51	5-3-2	ダイオキシン類に係る環境基準達成率【全4項目】	%	100	100	基準達成率を把握し、必要に応じ削減対策を講じるため。	全項目（4項目）について100%をめざす。